

はしもと 市議会だより



第6号

平成19年5月1日 発行

<http://www.chw.jp/>

議員は公職選挙法により、時候の挨拶状（答礼のため自筆によるものを除く）を出すことや寄付行為などは、禁止されています。ご理解をお願いします。



一面に咲きほこる菜の花畑（小峰台：市民病院前）

主な内容

- 議案審議結果……………2～4ページ
- 一般質問など……………5～17ページ
- 活動日誌……………18ページ

傍聴ご案内

議場は市役所3階です。また、1階市民ロビーのテレビでは本会議の様態を中継しています。

会期・日程

- 2月26日 本会議（開会・議案審議・議案の提案説明）
- 3月5日 本会議（一般質問）
- 6日 本会議（一般質問）
- 7日 本会議（一般質問）
- 8日 本会議（議案審議）
- 9日 平成19年度予算審査特別委員会
- 12日 平成19年度予算審査特別委員会
- 13日 総務委員会
企業誘致対策調査特別委員会
- 14日 経済建設委員会
- 15日 文教厚生委員会
- 22日 本会議（議案審議・閉会）

3月定例会

2月26日に招集され、平成19年度各会計当初予算や条例の制定・一部改正など市長提出議案56件と、委員会提出議案4件、議員提出議案3件を審議し、3月22日に閉会しました。

議案の審議結果

3月定例会での各議案の主な審議結果は下記のとおりです。
平成19年度各会計予算 16件

- ・一般会計 原案可決
- ・国民健康保険特別会計 原案可決
- ・簡易水道事業特別会計 原案可決
- ・国民宿舎特別会計 原案可決
- ・住宅新築資金等貸付事業特別会計 原案可決
- ・老人保健特別会計 原案可決
- ・公共下水道事業特別会計 原案可決
- ・駐車場事業特別会計 原案可決
- ・墓園事業特別会計 原案可決
- ・農業集落排水事業特別会計 原案可決
- ・土地区画整理事業特別会計 原案可決
- ・介護保険特別会計 原案可決
- ・介護サービス事業特別会計 原案可決
- ・指定訪問看護事業特別会計 原案可決
- ・水道事業会計 原案可決
- ・病院事業会計 原案可決

平成18年度各会計補正予算 12件

- ・一般会計 原案可決
- ・国民健康保険特別会計 原案可決
- ・簡易水道事業特別会計 原案可決
- ・住宅新築資金等貸付事業特別会計 原案可決
- ・公共下水道事業特別会計 原案可決
- ・墓園事業特別会計 原案可決
- ・農業集落排水事業特別会計 原案可決
- ・土地区画整理事業特別会計 原案可決
- ・介護保険特別会計 原案可決
- ・介護サービス事業特別会計 原案可決
- ・水道事業会計 原案可決
- ・病院事業会計 原案可決

条例の制定・一部改正・廃止 13件

- ・副市長定数条例の制定 原案可決
- ・地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定 原案可決
- ・ふるさと創生事業基金条例の廃止 原案可決
- ・職員定数条例の一部改正 原案可決
- ・証人等の実費弁償に関する条例の一部改正 原案可決
- ・報酬及び費用弁償等支給条例の一部改正 原案可決
- ・職員の旅費に関する条例の一部改正 原案可決
- ・土地開発基金条例の一部改正 原案可決
- ・公有林野官行造林管理条例の一部改正 原案可決
- ・農業委員会農地部会条例の制定 原案可決
- ・廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例の一部改正 原案可決
- ・特別職給与条例等の一部改正 原案可決
- ・職員の給与に関する条例の一部改正 原案可決

3月定例会に提出された主な議案の内容は次のとおりです。

予 算

<p>平成19年度一般会計と13特別会計、2企業会計の合計が580億8,594万5千円です。</p> <p>一般会計 総額269億4,869万7千円です。</p> <p>主な歳出項目は、議会費：2億9,</p>	<p>601万2千円 総務費：47億710万8千円 民生費：64億7,539万7千円 衛生費：34億4,990万2千円 農林水産業費：7億9,199万4千円 商工費：2億6,428万7千円 土木費：32億7,322万2千円 消防費：12億6,002万9千円 教育費：34億6,103万2千円 公債費：27億9,603万1千円</p> <p>主な歳入項目は、市税：72億8,</p>	<p>273万7千円 地方交付税：65億円 国庫支出金：16億1,511万7千円 県支出金：13億3,823万5千円 繰入金：32億9,468万7千円</p> <p>特別会計国民健康保険：72億7,241万2千円 簡易水道事業：1億2,584万2千円 国民宿舎：1,433万5千円 住宅新築資金等貸付事業：1億3,096万円 老人保健</p> <p>：65億6,324万6千円 公共下水道事業：24億2,203万8千円 駐車場事業：336万2千円 墓園事業：5,009万9千円 農業集落排水事業：1億2,549万6千円 土地区画整理事業：5億2,986万4千円 介護保険：42億6,301万9千円 介護サービス事業：5,009万3千円 指定訪問看護事業：6,9</p>
---	--	--

企業会計 水道事業：27億9,844万円
 病院事業：67億1,849万2千円

主な条例

橋本市副市長定数条例の制定
 地方自治法の一部改正により、「助役」に代えて「副市長」を置くものであり、その定数（1人）を定めるため制定するものです。

地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定

地方自治法が改正され、監査委員の定数が政令で定める市を除き原則2人となったこと、助役制度及び収入役制度が見直されたこと、吏員制度が廃止されたことにより、関係条例を整備するものです。

証人等の実費弁償に関する条例の一部改正

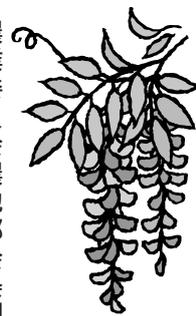
橋本市報酬及び費用弁償等支給条例の一部改正

橋本市職員の旅費に関する条例の一部改正

いずれも、橋本市集中改革プランの実施に伴い、委員の報酬に半日の場合を規定し、農業委員会委員等の会議出席旅費を廃止するとともに、職員の日当を廃止するものです。

橋本市公有林野官行造林管理条例の一部改正

本市が古座川町内に保有している「公有林野等官行造林地」について、従来どおり管理し、財産活用をはかっ



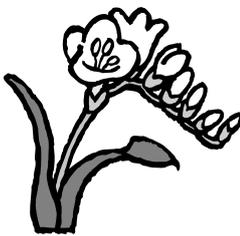
ていくため改正を行うものです。

橋本市農業委員会農地部会条例の制定
 本市農業委員会の中に農地部会を設置し、農地法に基づく農地の転用許可等の事務を行うため、制定するものです。



橋本市職員定数条例の一部改正

平成19年度に橋本市民病院5階東病棟の開設、さらに将来的には看護体制基準の格上げを検討しており、職員定数を変更するものです。



その他 15件

- ・市道の認定及び廃止 原案可決
- ・県町村議会議員等公務災害補償組合規約の変更 原案可決
- ・県市町村非常勤職員公務災害補償組合規約の変更 ... 原案可決
- ・伊都地方休日急患診療所・病院群輪番制事務組合の解散 原案可決
- ・伊都地方休日急患診療所・病院群輪番制事務組合の解散に伴う財産処分に関する協議 原案可決
- ・一部事務組合の規約の変更など（5件） 原案可決
- ・人権擁護委員候補者の推薦（田中淑子氏） 同意
- ・人権擁護委員候補者の推薦（竹之下美恵氏） 同意
- ・教育委員会委員の任命（丸井佳子氏） 同意
- ・固定資産評価審査委員会委員の選任（上野 茂氏）... 同意
- ・固定資産評価審査委員会委員の選任（藤形好章氏）... 同意

議員提案 3件

- ・市議会会議規則の一部改正 原案可決
- ・市議会委員会条例の一部改正 原案可決
- ・紀北分院改築計画と地域医療の整合性に関する要望決議 原案可決

委員会提案 4件

- ・市議会会議規則の一部改正 原案可決
- ・市議会委員会条例の一部改正 原案可決
- ・日豪EPA交渉に関する意見書 原案可決
- ・重度心身障害児(者)医療費補助制度において対象除外の65歳以上新規人工透析導入患者に同制度の適用を求める意見書 原案可決

正 橋本市特別職給与条例等の一部改正

橋本クリーンセンター職員の不祥事に対する市長及び助役の責任を明確化するため、本年4月の給料を減額し、同時に、財政健全化のための人件費抑制措置として、本年4月から1年間、市長5%、助役、教育長及び病院事業管理者3%の給料減額をするものです。

一部改正 橋本市職員の給与に関する条例の一部改正

人事院勧告並びに、和歌山県人事委員会勧告の趣旨にかんがみ扶養手当等を改正するものです。また、現在実施している一般職給料の3%減額を引き続き実施するものです。

予算審査特別委員会を設置し審査



平成 19 年度一般会計など 16 会計予算案

3月定例会に提出された平成19年度一般会計予算をはじめ、国民健康保険など13特別会計予算、水道事業など2企業会計予算を審査するため、平成19年度予算審査特別委員会を設置しました。

特別委員会は3月9日、12日に開かれ、各予算案を審査【写真】し、いずれも原案のとおり可決されました。この審査結果は3月22日の本会議で委員長が報告し、引き続き本会議の採決が行われました。

委員会の構成は次のとおりです。

委員長 上垣内裕一

副委員長 岡本 昌次

委員 中本 正人 清水 信弘 岡 三郎 平林 崇行 中西 峰雄

阪本 久代 中西 健 金山 高弘 森安 欣吾

各委員会の付託事件及び議決結果

委員会名	件名	議決結果	
		委員会	本会議
平成19年度 予算審査 特別委員会	議案第1号 平成19年度橋本市一般会計予算について から 議案第16号 平成19年度橋本市病院事業会計予算に ついてまでの、平成19年度各会計予算 16件について	原案可決	原案可決
総務委員会	議案第24号 橋本市土地開発基金の一部を改正する条例 条例について	原案可決	原案可決
経済建設委員会	議案第26号 市道の認定及び廃止について 計16路線	原案可決	原案可決
文教厚生委員会	議案第20号 橋本市職員定数条例の一部を改正する条例 について	原案可決	原案可決
	請願第7号 重度心身障害児(者)医療費補助金事業に おいて、対象除外の65歳以上新規透析 導入患者にも補助金事業の適用を要望する 請願について	審査中止	取り下げ 承認

18人の議員が市政について質問

3月定例会・一般質問

一般質問は、執行機関に対して市の一般事務の執行状況や将来の方針などをたずねます。

質問順は各会派の輪番制で、3月定例会は 新生会 新改革クラブ 新政クラブ 親交会 大樹 日本共産党橋本市議員団 公明党議員団 市政同志会、の順番で3月5日6日7日に行われました。

主な質問と答弁の要旨は次のとおりです。

質問内容・答弁内容の詳細は、図書館・各地区公民館に配布している会議録、また橋本市議会インターネットホームページで公開しています。

橋本医療圏における 市民病院について

岩田 弘彦 議員



問 近年の医師不足や経営的な面から、近隣病院間での役割分担の明確化を始め医療資源の再編が必要されている昨今、和歌山県立医科大学紀北分院の改編整備基本計画が発表されたが、橋本医療圏並びに橋本市民病院にどのような影響があると考えられますか。

市税を使って、橋本医療圏における中核病院を運営している本市として、紀北分院の改編整備について、県、県立医大に対しどのような主張をされたのですか。

平成17年12月議会の再質問の答弁「紀北分院の再編において、1名の小児科医を本院に集約し小児科医の3名確保」について、どのようになっていくのですか。

平成20年度を初年度とする和歌山保健医療計画に向けて、どのようにするのですか。

答 和歌山県立医科大学紀北分院では、一般外科及び産婦人科の廃止が予定されており、この機能を橋本市民病院と那賀医療圏の公立那賀病院が担うと報道されました。

しかし、現行の県保健医療計画では、医療圏ごとの保健医療資源の適正配置と、保健医療機関相互の連携が明

記されており、橋本医療圏にある紀北分院が担ってきた機能は、同じ医療圏の橋本市民病院が担うことを、新しい保健医療計画に反映させていただくよう県に働きかけます。

紀北分院の整備基本計画では、整形外科・脳神経外科などが連携して治療を進める脊椎・脊髄センターの新設が盛り込まれていますが、橋本市民病院の整形外科医・脳神経外科医の確保に圧迫を与えないよう、本市は県並びに県立医科大学に働きかけてまいります。

紀北分院の改築問題については、紀北地区の重大事であることから、昨年8月22日に橋本市長、紀の川市長、岩出市長の3人が知事と直接意見交換し、改築となれば、徹底した機能分担と医師の配置を図るよう強く要請しました。和医大学長より橋本医療圏の中核病院は橋本市民病院との言葉を頂いており、今後紀北分院との診療連携について協議されるものと考えています。

紀北分院整備計画で小児科設置が明記されたことから、小児科医1名確保は困難となりました。今後本院は小児救急医療強化病院としての位置づけを獲得すべく努力します。

保健医療計画の策定においては、健康セミナー、健康出前講座等生活習慣病対策や、長期入院是正、病診連携、がん拠点病院としての高度医療等、積極的に地域医療に取り組む

本院の姿勢をアピールし、第4次計画同様、本院が地域の中核病院として位置付けられるよう県医務課に強く働きかけていきたい。



北側から見る橋本市民病院（小峰台）

公用車の集中管理 について

中本 正人 議員



問 行政財政改革の一環として、平成19年度より公用車は各課管理から集中管理となりますが、

いかなる体制で管理していくのですか。また、集中管理実施により、現在の車両台数削減について、当局の考えを問います。

答 平成19年度から本市の全公用車292台中、特殊車両、原付及びバ

入など特別な事情があるものを除いた143台を対象にヒヤリングを行い、最終的に46台を集中管理車両として管理を行います。

また、集中管理車両駐車場については、本庁東側立体駐車場を利用いたしません。なお、管理体制としては車両管理専門業者に業務委託し、日常及び定期のメンテナンスを行うことにより、運転者が安心、安全に運転できると共に車両の維持管理の削減を図ります。

次に、集中管理の車両数の削減については、平成18年度において、21台廃車を行う予定です。このことにより、年間約220万円の維持管理経費の削減となります。

また、平成19年度以降については集中管理車両の利用状況や車両の状態等データをとりながら、稼働率の低い車両の廃車を順次行い、維持管理経費の削減を図りたいと考えています。



公用車の集中管理(本庁東側立体駐車場)

京奈和自動車道

(橋本道路) について

上田 良治 議員



問 本年、2月8日、近畿地方整備局道路部道路工事課の発表によると、橋本道路の橋本ICから橋本東IC間で、日本高圧コンクリート(株)が、瑕疵補修工事を実施している垂井高架橋において、現在、ひび割れに対する注入工、外ケーブル工、シールド工(表面被覆工)を実施していますが、外ケーブル工の一部として施工している定着・偏向ブロックの一部にコンクリートの充填不足が生じたため、再度施工が必要となり、当初目標としていた、年度内供用開始が厳しい状況となっています。

近畿地方整備局は、何よりも構造物の安全が第一であることを考慮し、施工業者に対し、慎重な施工法の検討と施工を指示しており、橋本ICから橋本東IC間の供用時期については、「確定次第発表する」と説明しています。

簡単に言えば、「補修工事において工事ミスをして、補修の補修をしなくてはいけない状況になり、春の開通予定が夏にずれ込むので、理解いただきたい」ということです。

これは、橋本市にとって悲劇であり、誰を信用すればいいのか途方に迷っています。

る出来事であるので、以下の質問に答え願います。

国土交通省や補修工事の施工業者に対し、本市はどのような要望をしてきたのですか。

今後は、市民に対し明確に説明し、二度とこのようなことが起きないようにすることが重要ですが、どのようにお考えですか。

度重なる工事ミスによる大幅な開通の遅れから、市民生活への影響や地域開発、産業活動に大きく支障をきたすこととなりますが、当局としてどう対処していくのかお尋ねいたします。

答 橋本道路の「瑕疵補修工事」については、地元区民の不安を取り除くために修補・補強対策に万全の配慮と、何よりも地元区民を優先して対策効果並びにモニタリング状況等について、情報提供を国に強く要望しています。

また、国交省より地元区民の不安を取り除くため、安全で安心な構造物の建設及び保全について責任を持つて対処すると共に、モニタリング等の審議を行いつつ施工後10年間の常時監視をするとの回答を頂いています。

今回の度重なる工事ミスにより地域の活性化及び交通渋滞の緩和等に影響はありますが、一番の犠牲は地元であり市として将来を見据える中、国に対し何よりも構造物の安全が第

一との考えで、責任を持って早期開通に向け工事を進めて頂きたいと申し出ています。



開通が待たれる京奈和自動車道(橋本IC~橋本東IC)

合併して本当に良かったと感じている市民がほとんどいないと言っても過言ではない。どこに原因があるとお考えですか。今後良かったと実感できる見通しがあるのか、お尋ねします。



辻本 勉 議員

問 昨年3月に新橋本市が誕生しました。まだ、1年しか経過しておらず現時点での判断

難しいところですが、3年、5年、10年先に市民の皆さんが「本当に良かった」と感じるまちになるのでしょうか。

「合併して良かった」と言えるまちをつくるのが、合併を決めた行政と議会の責任であります。

合併しても厳しい財政事情を打破できない中で、支出が大きく膨らみ平成19年度当初予算が組めない状況です。そのため、借金、基金の取り崩し、所有財産の切り売り、職員の賃金カット等により対応するとのことです。これは、安易な一時しのぎにすぎないのではないかと。

19年度は財政状況が改善されるのですか。改善されなければ、何をすればいいのですか、明確な答弁を求めます。

答 市町村合併は、行財政改革を進める絶好の機会であり、国や県の支援のもと、より良い自治体を構築するための「手段」です。合併したからといって自動的に全て良くなるわけではなく、合併という「手段」を活用して効率化を進めなければ、財政状況はさらに悪化するものと考えます。こうしたことから、昨年「橋本市行政改革大綱」及び「集中改革プラン」を作成し、より一層積極的な行財政改革を進めることとしていきます。合併して1年余りで「合併して本当に良かったのか」という議論より、10年、20年、50年先も私達の

子どもや孫に誇れる橋本市の実現のため市民、議会、行政がそれぞれの立場で、今何ができるかを考え、行動することが重要であると考えます。

平成19年度当初予算は、合併初期に事業が集中していることもあり、12億7,300万円の財源不足となつたことから、財政調整基金や減債基金などを取り崩し、補填をおこなっていました。

なお、平成20年度以降、現状のまま推移すると、赤字決算が生じると推測しています。このような財政危機を脱するためには、今までのような予算編成手法を抜本的に見直す必要があり、平成20年度から職員の創意工夫とコスト意識が、予算により反映できるよう、限られた財源を各部署に配分します。

このことにより、早期に財政健全化が図れると考えています。

他の質問 県道橋本駅前線の拡張整備について

クリーンセンター職員配置とごみの収集運搬計画について

中西 峰雄 議員

問 2009年3



月に広域ごみ焼却プラントの新設・運転が予定されていますが、クリーンセンターの運転委員の余剰が予想

されています。これに対し、今から配置転換及び配置転換に必要な職員の研修計画を作るべきです。当局の所見をお尋ねします。

ごみ収集運搬は民間委託も市直営もパッカー車1台当たり年間2,000万円強、7台で、年間1億4,000万円以上のコストがかかっており、異常な高コストです。

パッカー車には3人乗車していますが、この職員を臨時又は嘱託職員にすれば、1台当たりのコストは年間1,200万円ですみ、1台当たり800万円のコスト削減、7台では年間5,600万円のコスト削減となります。

政府による市場化テスト、官民競争入札が行われている今、収集運搬体制につき、抜本的な見直しを求めたい。

答 広域ごみ処理施設の完成後の運転体制については、これから早期に検討、決定していく予定となっております。

したがって、現クリーンセンターの運転委員の余剰の予測については、現時点では未確定ですので、今後、広域組合と協議しながら、その動向により配置転換が必要となれば、研修計画等について検討したいと考えています。

次に、ごみの収集運搬計画については、ごみ収集の職員を臨時または嘱託職員にすれば、確かに人件費が

低減し、収集コストの削減に繋がりますが、現在収集を担当している正規職員の配置転換の問題が生じます。収集コストだけでなく、職員の配置計画も含め市全体として、経費削減に繋がるような計画を今後検討していく必要があると考えています。

また、ごみ収集の民間委託については、行財政改革を目的とした人員削減計画や市場化テストを含めた民間委託の方法などについて、総合的に判断しながら、ごみの収集運搬経費の削減の方策について検討します。

他の質問 経済活性化策としてのリフォームサポートセンター設置について 肥大化した機構の見直しと職員の削減計画について



ごみ収集運搬を行うパッカー車

苦情、要望処理の適正化
(真に市民の立場を考慮して)

松浦 健次 議員



問 窓口での「たらい回し」の改善について、区長を通さなければ、地区の要望は受けられない現実があります。

苦情処理、要望受付の窓口の新設により適切な対応をすべきです。

答 広報3月号特集「市長への手紙」でも、窓口対応を初めとする市民サービスの向上のため、職員の資質向上を図り、意識改革を促進することを約束しています。

誠実で確実な窓口対応は、市職員の職務の基本であるが、市の業務は非常に複雑多岐に渡るため、苦情・要望処理窓口を設置したとしても、担当の職員でないと確実な対応が困難なケースも多くあります。

担当職員が来庁者のところへ足を運んだり、必要に応じ現場等に出向くなど、誠実に対応することが肝要と考えています。

各地区の要望は地区で合意の上、区長を通し、ご要望いただきたいが、市道等の緊急修繕は、工事発注が必要ながかりなものを除き、市直営で対応可能なものは、市民の皆様から情報をいただき、現場を確認後、補修・修繕しています。

なお、極力住民の方々の意見が行

政に反映でき、また、行政の内容が住民に伝わるような組織づくりについて、今後も区長、役員の方々と相談させていただきたいと、考えています。

他の質問 滞納市税の時効消滅について、高い水道料金について、区の規模の問題点について、防災、防火の観点から「消火栓」の位置を明確にする必要がある。



生活支援について

岡 勲 議員



問 高野口町で、平成17年に大阪から来た12名が生活支援を受けて生活しています。

保護を受けながら、自立する意欲も見せずに一日一日を暮らしているのが現状です。

住まいを提供している一人の家の賃収入に協力している姿にしか私の目には映りません。今後、本市に定住するのであれば、新たに仕事に就いてもらう指導が必要ではないでしょうか。就労支援と生活支援を併せて取り組む必要があるのではないのでしょうか。より細かい取り組みが必

要であり、将来に向けて橋本市の進むべき道を確認していただきたい。この想いで、私は、この人たちの生活支援について質問いたします。

答 現在、高野口町の一戸建ての2カ所の改造住宅に大阪方面から転入してきた11名の方が橋本市で生活保護を受けている。現在、橋本市内に住んでおり、個人としての居宅があり、最低限度の生活を維持できない場合は、生活保護を受けることができる。65歳以下の方で、検診命令の結果、「就労可能」又は「軽作業可能」の結果が出た場合は、就労指導を行うことになっているが、就労指導及び療養指導に従わない場合は、指示書を出し保護を廃止している。

今後も生活保護を受けている方の中で就労可能な方は自立が最終的な目標であるので、就労指導及び療養指導は厳しく行って行きたい。

ホームレスの方については、NPO法人等がいると自立のための支援活動を行っているが、生活保護者の自立支援としては、就労支援対策が、最重要項目となっている。本市においても、平成18年7月1日に「橋本市就労支援プログラム実施要綱」を策定し、ハローワークと連携をとりながら生活保護者の就職支援を行っている。

平成19年度においても、橋本市内の生活保護全般に対して、就労支援により一層力をいれ、またそれ以外

の自立支援についても積極的に取り組んで行きたい。

他の質問 コミュニティバスの運行について



高齢化社会への対応について

谷川 稔 議員



問 我が国の65歳以上の高齢者は2020年頃に約3,500万人を超え、その後も増え続け、2050年頃には現在の倍の40%近くに達し、人口は9,000万人を割り込み、高齢者人口の36.25万人は成人の過半数を超えると思われている。(社会保障・人口問題研究所推計)

高齢者の能力や活力を社会に貢献していただくため、新しい制度や社会秩序を構築しなければ、社会の維持も難しいのではないかと。

目前に迫った超高齢化社会への対応について当局の考えをお聞きします。特に、人口構成が逆ピラミッド構造に向かう2025年以降高齢化はさらに加速する。その時、現役世代はその負担に耐えられるのか。

高齢者も自分の余生だけを考えるのではなく、高齢者自らが社会を支えるのに貢献できる体制を築き上げていくことが大切であり、そのために高齢者の生き方、考え方の変革を目指す新しい社会秩序をどのように構築すべきなのか。本市としても高齢者の意欲や能力、経験や知識をどのように行政や地域社会に組み入れていくのか。具体的な政策やビジョンがあれば伺います。

厳しい老いの現実と向き合っている高齢者への対応について

高齢者が安心して老いと向き合えるように人々の意識や社会システムをどのように作り上げていくべきなのか伺います。

高齢者の生きがい促進について

高齢者が日々の生活に夢や希望がもて、高齢者一人ひとりがそれぞれの価値観に基づいて、自分の人生をより充実したものにできる社会の実現のため、行政としてどのような支援体制がとれるのか伺います。

高齢者を対象とした「第2次義務教育」について

すべての自治体は児童・生徒の義務教育に学校施設等を整備し、多額の公共投資を行っています。これからは、高齢者を対象とした「第2次義務教育」の始まりと位置づけ、少なくとも高齢者のための生きがいセンター的な施設を設置し、仲間との交流や学習等によって、長寿社会に

適応する生活の充実感を味わっていただきたいと思えます。当局の見解を伺います。

傾聴ボランティア活動への取り組みについて

ある自治体の調査によると、「1カ月間誰とも話さなかった」という高齢者は相手の14%だったそうです。

高齢者の安否確認にも繋がる、心を癒す傾聴ボランティア活動に取り組むことについて伺います。

議員ご指摘のように、高齢者の豊かな経験や知識、技能などを地域社会で生かせるよう、本年度以降「介護予防」対策を強化することや高齢者のリーダー育成講座など計画し実施しているところです。さらに、本市は、和歌山県の「介護予防モデル自治体」として指定を受け介護予防啓発教室やシニアリーダーカレッジ「橋本校」健康づくり応援学科を開講しています。

また、介護予防事業の中心的な役割を果たすものとして、平成16度から「運動器の機能向上」のための事業として筋力トレーニング事業を開始し、現在は、高齢者筋力向上トレーニング事業（げんきらりー教室）として開催し、地域の高齢者が気軽に集い交流を深め、ふれあいの輪を広げることで閉じこもりや寝たきりを予防し、支援するため「ふれあいサロン」事業や一人暮らしの方々に

対し、月1回電話による安否確認として、近況などをお伺いする「あつたかコールサービス」事業を行い、一人暮らしの孤独感などの解消に努めています。

ボランティアの育成・推進については、ボランティア活動の拠点となっている橋本市社会福祉協議会とも連携を図り傾聴ボランティアの育成や支援を図りたい。



高野口出張所に関する住民要望について

妙中 嘉三 議員

高野口出張所は1年余りで廃止し、これに代わるものとして、公民館を含む総合福祉施設の建設が合併協議会で既に決定しており、具体的に動き出しているとのことであります。しかし、この建物は、はたして出張所に代わるもの、住民が本当に望むものでしょうか。

私は、このことについて昨年末も質問し改善を求めてきましたが、一向に改善されていないように思われます。その後も住民の声を聞くと不安や問題ばかりで切実なものがあります。

合併前は役場に歩いて行くことができ、相談事などいろいろな用事を簡単に済ませることができたが、今は大変です。特に自動車に乗れないお年寄りの方々は、仕方なくタクシーを利用するなど、時間とお金がかかり、とても困っておられます。

再度確認します。合併前、町長や町当局は議会や住民に対し、「合併によって住民の皆様迷惑をおかけすることはありません。住民負担は低いところに、サービスは高いところに」と明確に説明されたではありませんか。

このことは、旧町から新市に引き継がれていることであり、その約束を果たす義務と責任があるはずですが、現実起こっている問題や将来の不安など、当局はどうとらえ、合併前の約束事をどう解決していくのか明確にお答え下さい。

高野口出張所については、合併後1年をめどに廃止することとし、廃止にあたっては著しく住民サービスが低下しないよう、地区公民館に福祉関連機能を兼ね備えた複合施設の建設を条件としていました。現在施設建設に向けて取り組んでいるところですが、完成時期が平成20年2月頃となっていることから、「広報はしもと3月号」でもお知らせしたとおり、高野口出張所は平成19年度も引き続き業務を行います。施設完成後の管理体制については、今のところ

る決定していませんが、施設の機能に合わせ適切に職員を配置したいと考えています。

また、本庁を含め公共施設の利用については、昨年11月にコミュニティバスの「吉原・高野口方面のルート」を新設して利便性の向上に努めています。

他の質問 広域ごみ処理場建設について



高野口地域交流センター建設のため解体中の旧高野口庁舎北別館

旧高野口住民に対する行政サービスについて



清水 信弘 議員

問 旧高野口町に期日前投票所の設置を

平成17年8月1日付け、高野口町

役場後の利用計画と銘打って、高野口町執行部が町民に配布したイメージ図には、「高野口町役場跡は著しく住民サービスが低下しないよう、地区公民館に福祉関連機能を兼ね備えた複合施設として整備します」とあります。福祉関連施設、地区公民館の建設が住民サービスの低下を防ぐ手段とはとても思えませんが、そのうちの福祉関連施設の建設についてはすでに雲散霧消しています。

すなわち、高野口町住民にとって著しく住民サービスが落ちると考えてしかるべきことです。生活弱者及び高齢者に対し、高野口町から橋本市までの路線バスの回数券の発行を

答 期日前投票所については、慎重に検討の結果、橋本市役所1箇所としています。その理由は、二重投票防止のためのシステム経費が多額にのぼること。投票終了後の投票箱保管管理が困難であること。また、選挙事務は複雑であり、投票所内で不測の事態が生じた場合、迅速に対応できる職員の配置が必要ですが現状を考えると困難です。選挙時のトランプルで一番多いのが期日前投票、不在者投票ですので、万全の対策が必要と考えます。また、地域的な面では新市は橋本市役所を中心に半径約7キロメートル以内に取りま

現在のところ期日前投票は、市役所1階会議室1ヶ所で行っています。

ことでご理解をお願いします。

高野口地区交流センター（公民館に福祉関連機能を兼ね備えた複合施設）の福祉関連機能を兼ね備えた施設については、高野口地区交流センターの1階の多目的室の活用を考えています。

活用については、現在健康課・介護高齢課等関係各課と検討協議しています。病気予防の健康体操の開催や健康器具による健康維持・増進について、精査して福祉施設として住民の方に活用していただきやすい施設として活用していきたいと考えています。

生活弱者及び高齢者への高野口から橋本市までの路線バスの割引回数券については、路線バスの運営は、道路運送法に基づき旅客運賃を定め国土交通省の認可を受け民間事業者が行っています。

本市が独自に割引回数券を発行することは、運賃の割引分を負担することになります。趣旨は理解できませんが、現在の本市の財政状況では困難な状況です。

なお、橋本・高野口間には道路交通过手手段として、路線バスのほか昨年11月からコミュニティバスの運行を開始しました。低料金で利用できま

とと考えています。

他の質問 橋本市民病院について

財政を問う

上垣内 裕一 議員



問 昨年12月、「集中改革プランは不十分」との問いに「財政シミュレーションで平成22年度に

において15億円の累積赤字が生じるが、集中改革プランの財政効果額として24億5,400万円が見込まれ、約15億円の累積赤字推計額が解消できる」との答弁でした。5カ月間をかけて作成した集中改革プランが、3カ月で19年度当初予算12億7,300万円の財源不足が生じていることについてどのように考えているのかお尋ねします。

「改革プランで継続項目は現状を維持し、22年度末まで改革をしないと明記したことにならないか」と申し上げました。項目の中に職員給料3%カットも含まれていましたが、22年度まで給料等カットを考えていないと理解してよいのか。

歳出カットにも限度があり、現在10億円必要とするクリーンセンター維持管理費の受益者負担を取り入れ可燃ごみ袋の値上げにより、全額クリーンセンターの維持管理費としてかどうか。

また、ごみの減量化も期待できるのではないかと思います。考えをお聞かせ下さい。

答 平成19年度は国の三位一体改革

による地方交付税の削減など、歳入面での影響に加え、歳出面でも職員退職金や扶助費の増加、病院事業会計操出金や広域ごみ処理施設建設事業、道路整備事業など市政全般にわたる各種事業が、合併初期に、短期的に集中しているため、非常に厳しい財政状況となっています。

このことから、平成20年度は従来の予算編成手法を抜本的に改め、財源配分方式への転換と、集中改革プランの遂行により、各年度においてプライマリーバランスのとれた予算を編成したいと考えています。

集中改革プランは、継続項目も含め全119項目全ての改革項目について、定期的に見直しを図ることとなっています。

例えば、職員給与3%カットについては、現在、再検討が行われているとともに、ごみ袋料金の見直しやごみ処理の有料化についても、今後、ごみの減量化との関連など様々な観点から検討を進め、見直しを図りたいと考えています。

このように、集中改革プランでは、現状維持による改革を進めるのではなく、さらなる改革を進め、職員一丸となって、この難局を乗り越えるため、今後も様々な取組を実施したいと考えています。

可燃ごみ袋の値上げ等を実施・検討している市町村が多くなっています。今後は、そういった先進自治体

のごみ処理経費に対するごみ袋の価格割合を参考に、当市の集中改革プランに基づき、市民の理解を得られる範囲でごみ袋の価格を検討したいと思っています。

常に業務の見直し・効率化を行い経費削減にも努めたいと考えています。



第70回国民体育大会の橋本市開催について

霜竹 俊憲 議員



仁坂知事が平成27年、第70回国民体育大会を招致することを発表しました。

実現すれば、昭和46年の黒潮国体以来、実に44年ぶりの和歌山県開催となります。次代を担う子ども達にスポーツ活動を通じた体力向上が強く求められています。

かかる意味からも国民の祭典、国民体育大会を契機にスポーツの普及は言うに及ばず、見る人、する人、全ての人々に夢と感動を与え、明るく豊かで活力に満ちた社会形成に寄与するものであり、極めて意義深いものと思います。

今から8年後とは申せ、年月の経過は早いものです。半世紀に一度のスポーツの祭典を本市はどう受け止めるていきますか。併せて、市の発展に繋がる開催誘致について、意欲的に取り組んでいただくことを願います。以下、4点についてお伺いします。

体育（スポーツ）行政に対しての市長の考えを問う。

橋本市の開催誘致はいかに市長在任中に開催の意志決定の確約を

「少年女子ソフトボール」競技種目を提案します。

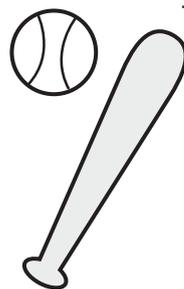
答 体育行政に対しての考え方が、毎日を元気で健康に過ごすことは社会を支える大きな礎だと思います。健康を維持するためには、日頃からスポーツに親しみ身を鍛えることが必要不可欠であるので、多くの市民の方が、スポーツに慣れ親しんでいただくための環境作りや体力づくり、積極的に取り組んでいくことが必要と考えています。

国体の開催誘致については、本市の活性化に繋がるとともに、魅力在全国にアピールする良い機会であると思えますが、非常に厳しい財政状況の中、「橋本市行財政改革大綱及び橋本市集中改革プラン」を策定し、行財政改革に取り組んでいるところ

です。誘致に当たっては関係経費がかなり必要と予想されるため、今後なお

慎重に検討しなければなりません、きちつと財政を立て直し、堂々と胸を張って受け入れられるような体制作りを進めたいと考えています。

「少年女子ソフトボール」競技の招致の提案については、国体を開催する場合の競技種目の選択は、県の関係機関との協議や、本市の運動施設の状態・立地条件等を検討しなければなりませんので、今後の検討課題といたします。



橋本市の行政サービスで遅れを発見。早急に改善を

富岡 清彦 議員



問 「小集会」の参加者から、「家族数が多いと住民票交付手数料が倍になることは、納得できない」との声を聞き調査を行ってききました。本市の住民票（謄本）交付手数料は、4人家族までは200円、5人家族以上は400円徴収しています。つまり、家族数が多いと手数料は倍になるといこと

です。そこで、県下9市の現状を調査しました。本市だけが、家族数が多いと倍の手数を徴収していることが明らかになりました。

他の自治体では「住民票1件・1通」

との扱いで、家族数に関係なく、同一手数料で発行しています。それは当然のことと考えます。本市の行政サービスの遅れと指摘しなければなりません。なぜ、本市だけが家族数が多いと、倍の手数料を徴収しているのか。早急に改善することを求めます。

答 現在の住民票手数料の経過を申し上げますと、昭和63年4月に手数料条例が改正・施行され、その中で、「1通または、1件の証明、閲覧、照合に関して、手数料を倍額とする」と規定されていました。

その後、平成12年度の「地方分権一括法規改正」に伴う条例改正において「その内容5事項以上に亘るときは、手数料を倍額とする」という表記を現行のように、「4人まで200円」「5人以上400円」と、より具体的に表記されるに至り、約19年間現行どおり運用を行ってきました。

ちなみに、5人以上の住民票謄本の発行割合としては、平成17年度では約4%に当たる835件であり、また、平成18年12月現在では4.3%に当たる762件という状況であります。

他市の状況を見ますと、九度山町及び五條市が橋本市と同様の運用を行っています。

いずれにしましても今後、他市の状況も踏まえ、集中改革プランの中

で検討を行いたいと考えています。

他の質問 橋本駅の改修とエレベーター・エスカレーターを設置を水道行政について問う



市民課における窓口業務

高齢化社会に向けて



阪本 久代 議員

問 本市の昨年9月の高齢化率は20.7%です。新市まちづくりの基本方針の将来人口の見通しで

は平成27年に26.8%になり、毎年高齢化が進み様々な問題が起ると予想されています。住み続けられる橋本市になるため今から対策が必要です。そこで2項目について質問を行います。

コミュニティバスについて
買い物のしやすいまち、医療機関
にかりやすいまちの実現を
ごみ収集の仕方について
ごみステーションまで運ぶのが困
難になります。

・可燃ごみの場合
・埋め立てごみの場合
・粗大ごみの場合

答 コミュニティバスは電車、バス等が運行していない交通空白地域や不便地域を補完し、公共施設等の利用促進をはじめとし市民の利便性の向上を図ることが主たる目的です。

買い物のしやすい町、医療機関にかりやすい町の実現に向けてのコミュニティバスの活用については、これまでモルト、ダイヤ等の検討に当たり関係機関との協議をはじめ、地域特性や交通体系の展望等、総合的に検討委員会での検討を頂き運行を
しています。

市としても限られた財源の中、利用実績を踏まえ、効率的な運営に努めたいと考えています。
ごみの収集については、現在のところステーション方式で、収集しております。

個別収集をすると負担も多くなるため、ステーション方式を変更する予定はありません。しかし、近い将来の高齢化社会において、ごみステーションまで運ぶのが困難なため、個別収集を希望される市民が増加す

ると予想されるので、今後、調査研究を進めて行きます。
他の質問 粗大ごみ収集手数料を無料に 地域経済活性化のために



市内3ルートを運行するコミュニティバス

「頑張る地方応援プログラム」に関する施策について



森安 欣吾 議員

問 総務省は「魅力ある地方」の創出に向けて、地方独自のプロジェクトを自ら考え、前向きに

取り組む地方自治体に対し、地方交付税等の支援措置を新たに講ずる「頑張る地方応援プログラム(案)」をとりまとめました。

応援プログラムは、地場産業の発掘、ブランド化や少子高齢化対策への取り組み、外国企業の誘致等について、かなり広範囲なプロジェクトが対象となり、地方にとって地域の特色を生かした施策を推進するチャンスになりました。

「頑張りの成果」を交付税の算定に反映する新たな支援制度になっていることから、本格的に自治体間(地域間)競争の時代に入るとの認識にたつて、以下3点質問をいたします。

本市として、本格的に自治体間(地域)競争の時代に入るとの認識されていると思うが、具体的にどう認識されているのか伺います。

応援プログラムの基本的な枠組みの中で2点お尋ねします。

・プロジェクトの分野例は10項目あるが、本市はどの分野に取り組み予定がありますか。

・当面のスケジュールにある第1次募集期間4月から5月(総務省ホームページで6月公表)、第2次募集期間(同公表10月)となっていますが、プロジェクトがあれば間に合うのか伺います。

頑張る地方応援プログラムの概要は、プロジェクトへの取組経費等支援では、1市町村につき単年度で3,000万円。交付税措置額として19年度は全体で2,700億円程度となっています。このことを市民に広く啓発して、例えば、ごみ処理量の

成果目標を明確にして、交付税の算定に反映することについて、当局はどう考えていますか。

答 地域間競争が進む中、それに取残された自治体はさらに過疎化、産業の衰退に見舞われます。増える事務事業を効率的にこなし、地域間競争に打ち勝つ高い能力が今後の市町村に求められています。この「頑張る地方応援プログラム」については、こうしたことを踏まえ本市における活用について検討を行っています。

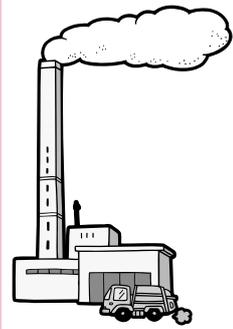
具体的にどの分野とのお話しについては、現時点では決定していませんが、本市の政策課題にもとづき地域資源を有効に活用できる分野、例えば、少子化対策、ごみ減量化、企業誘致を中心に検討を加え、取り組んで行きたい。

また、スケジュール的には一次募集が4月から5月、二次募集が8月から9月となっていますので、それらに間に合うよう進めて行きます。

次に国の支援措置を市民にPRして、例えば、「ごみの減量化に取り組んで」などのおたけですが、取り組む分野によっては、このプログラムを広く市民の皆様知って頂き、また、ご協力をお願いする場合も出てくるかと思えます。これからの行政運営にあたっては市民との協働は不可欠であり、情報の共有も重要となつてきます。議員ご提言の内容に

ついても十分考慮して進めて行きます。

他の質問 公的資金の繰上償還について



少子化対策について
本市の取り組みを問う

上久保 修 議員



本市は、どのように取り組んでいくのかお聞きします。

市長は、「橋本市に住んで良かった」、「住んでみたい」と度々言われる中で、子育て環境についてどのようにお考えなのか。具体的にどのような施策をお考えなのかお聞きします。

厚生労働省は、「妊産婦に優しい環境づくり」を考える中で、平成17年12月14日から平成18年1月31日までの間、「マタニティマーク」を募集し決定されていますが、本市はどのように普及啓発をされているのかお尋ねいたします。市庁舎内に掲示し妊産婦に対し配慮すべきと考えます。

「妊産婦検診費用助成の拡充」に

ついて、本市はどう考えているのかお聞きします。

本市では、2回の助成を行っているのですが、全国的では、それ以上実施している自治体があります。厚生労働省は、平成19年度より2回から5回以上に拡充することを決めたそうですが、本市はどう取り組むのか。また、本市は妊産婦に優しいまちであるアピールするいい機会と考えます。さらに、住みたいまちの一つに繋がると思いますが、いかがですか。市長のお考えをお聞きしたい。

答 子育て支援としての「一般不妊治療費補助」や「放課後子ども教室推進事業」は19年度から実施する方向であり、また生後4カ月までの全戸訪問(こんにちは赤ちゃん事業)や病後児保育事業、子育て短期支援事業、ファミリーサポートセンター事業、延長保育促進事業、地域子育て支援センター事業については積極的に取組成果を上げています。

子育て環境については、保育園の充実が最も重要であります。しかしながら、少子化等により一部の保育園や幼稚園では集団保育ができない状況と近い将来、南海地震・東南海地震が発生すると言われる中、老朽化施設の統廃合を含めた、立て替えと昨年施行された「認定こども園」のことも園を旨し環境整備に努めたい。

「マタニティマークの普及については、今後「広報はしもと」に關係記事を掲載し、普及に努めます。」

和歌山県は本年2月、「妊婦検診拡充策として3人目以降のお子さんの出生に対し8万1千円を上限に補助する」と発表しました。この新規事業は、本市の少子化対策の一環としても重要な施策と捉えており、今後事業化に向け検討しています。

また、妊婦健診の公費負担を2回から5回以上に拡充することについて、県は「その実施が義務づけられているものではなく、自治体の実情に応じて検討する」としています。本市は医療機関との契約方法を含め、他市の動向を見守りながら公費負担の拡充について、検討してまいります。

他の質問 学校図書館の管理運営並びに学校図書司書の考え方について



福祉行政について

杉本 雅英 議員



問 橋本市生活保護認定基準全般についてお尋ねします。
橋本市生活保護認定基準について質問します。

合併前の高野口町名倉122番地のケースについて、生保認定に至った経過をお尋ねします。また、現在のその1戸に何人居住しているのか。

合併後の高野口町名古曾（通称、住吉住宅）1216の4番地のケースについて、生活保護の認定に至るまでの経緯と認定後の状況をお聞きします。この場合、1戸で何人居住していますか。

一連の認定につき、市独自に決定するにあたり、関係住民との話のやりとり、理解度についてどのような内容になっているのか。また、周辺住民に酒を飲んで幾度か迷惑をかけたと聞いていますが、その事実はいかがか。その対策はとられているのか。

今回のケースは需要と供給を巧妙かつ合法的な手段で、確実な支払先である国や市を相手にしており、仲介業者がこの人々を斡旋して、生活保護費から家賃を天引きして収入を得るものです。具体的に市の生活保護費の支払総額と家賃をお聞きます。

答 橋本市生活保護認定基準は、厚生労働大臣が定める基準により行っています。高野口町の2ヶ所の改造住宅に住んでいる11名の方が生活保護を受けています。名倉のケースでは、旧高野口町で2名を、伊都振興局長が調査のうえ保護決定を行い、その後6名の方が保護を受けています。

す。名古曾のケースでは申請後、地元住民から不安の声があったので、妙寺警察に巡回等の協力を要請しました。また、地元住民、地元議員、家主とで協議を行うとともに、和歌山県にも協議を行い、調査の結果生活保護を開始しました。就労指導及び療養指導に従わない場合は指示書を提出し、1名がこれに従わなかったため、保護を廃止しました。生活保護費は、一人暮らしで無収入の場合約65,000円です。家賃は一人暮らしの場合29,800円が上限であり、直接家主に支払うことが可能と考えます。

生活保護の認定については、国の定める基準により行っているため、第3者からの相談はありますが、認定に際しての働きかけについては一切ありません。今後も就労指導及び療養指導は厳しく行っていきますが、今回のケースで何らかの改善策については、国や県に照会をしています。

生活保護は国からの法定受託事務であり、市独自で条例を制定し認めないというのは難しいと考えています。今後、このような状況の中で申請があった場合は、より慎重に対応したいと考えています。

他の質問 公的諸証明書の宅配サービスについて

今、行政不信の一つに挙げられている天下一りについて質問いたします。

平林 崇行 議員



問 天下一りにも、能力を遺憾なく発揮して市政に貢献する良い天下一りと、結果を残さず給料だけを取る悪い天下一りがありますが、当市はどのように天下一りを評価して採用しているのか。

県立体育館長は昨年から年間55万7,000円で就任していますが、成果はあったのですか。

次年度予算で市長をはじめ職員給料削減が検討されているのに、体育館長の給料削減がないのはなぜですか。

答 退職した職員を再雇用としていく場合に嘱託職員と臨時職員とがあります。また、現在運用はしていませんが、再任用職員として採用することが可能です。仮に、これらの再雇用を擲擧して「天下一り」の一つと言えなくもありません。

退職した職員を含め新たに雇用していく嘱託職員には、管理職として採用する場合や専門職として採用する場合もあります。どちらにしても嘱託職員としての資質を充分把握し、正規職員と同様に市の行政遂行上必要不可欠な人材として採用していません。



職員については、市町合併後の昨年4月より、給料を3パーセント減額していますが、県立体育館長を含め、嘱託職員の賃金適正化についても、今後、総量削減を含め検討致します。県立橋本体育館の主な業務としては、貸館業務と自主事業があります。貸館業務については利用申請書等の受付方法の見直し、自主事業については新たな教室を開催するなど利用率の向上に努力しています。

利用状況については、ここ1・2年間大幅な変動はありませんが、今後、さらに多くの方に利用していただける体育館として、利用率向上に向け、管理・運営に努力して行きます。

他の質問
事について クリーンセンターの不祥

今定例会では2件の意見書と要望決議を可決、関係機関に送付しました。

日豪EPA交渉に関する意見書（抜粋）

政府は日豪両国政府の共同研究最終報告書が取りまとめられたことを受け、昨年12月の首脳会談で日豪EPA交渉の開始に合意した。

豪州からの輸入状況を見ると、農林水産物輸入の占める割合が高く、わが国にとって極めて重要な米、麦、牛肉、乳製品、砂糖などの品目が含まれているのが実態である。このため、豪州との交渉では、農産物の取扱いが焦点となるのは必至であり、取扱いによっては、わが国農業・農村に壊滅的な打撃を与えるだけでなく、関連産業等に対しても影響を及ぼし、地域経済をも崩壊させる懸念がある。

このような状況の中、自由民主党や衆参農林水産委員会において、日豪EPAの交渉にあたって、政府に対し毅然とした対応を求める趣旨の決議が採択された。

こうした状況を踏まえ、政府においては、豪州との交渉にあたり以下の事項が確保されるよう断固とした対応を強く要望する。

記

1. 重要品目に対する例外措置の確保

わが国産業は、戦後農政の大転換を決定し、19年度からの実施に向け、生産現場は担い手育成や構造改革の取組みに懸命に努力しているところである。わが国にとって、米、麦、牛乳、乳製品、砂糖などの重要品目の関税撤廃を行うことは、改革の努力を無にし、食料自給率の向上どころかわが国農業の崩壊に繋がることから、交渉においてこれらの品目を除外するなどの例外措置を確保すること。

2. WTO農業交渉に対するわが国の主張に基づいた対応の確保

わが国は、「農業の多面的機能の発揮」と「多様な農業の共存」等の観点から、十分な数の重要品目の確保と柔軟な取扱い、また上限関税の絶対阻止を主張し続けている。豪州とのEPAにおいて、WTO交渉における従来の主張から譲歩すれば、これまで一致団結して戦ってきたG10各国への背信行為となるとともに、これまでの努力が水泡に帰すこととなる。また、米国やカナダを含む他国からも同様の措置を求められかねないことから、WTO交渉における主張に基づいた整合性のある適切な内容が確保されるよう交渉すること。

3. 交渉如何によっては交渉を中断するなど厳しい判断を持って交渉に臨むこと

豪州とのEPA交渉にあたっては期限を定めず、粘り強く交渉するとともに、豪州側がわが国の重要品目の柔軟性について十分配慮しない場合は、交渉の中断も含め厳しい判断を行うこと。以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成19年3月22日
橋本市議会

（提出先）内閣総理大臣、内閣官房長官、外務大臣、財務大臣、農林水産大臣、経済産業大臣

重度心身障害児（者）医療費補助制度において対象除外の65歳以上 新規人工透析導入患者に同制度の適用を求める意見書（抜粋）

重度心身障害児（者）医療費補助制度は、重度心身障害児（者）の人たちがその重度障害の故に安定した所得の確保が困難であるとの観点から、安心して受療できるようにとの趣旨で、昭和50年度から和歌山県と市町村が実施している制度である。

近年の高齢化の影響もあって対象者数が増加し、これと並行して事業費も増加し、本市においてもその財源確保に苦慮しているところである。

そんな中、若年のうちに重度心身障害者となった人との生活基盤の状況等に違いがあること及び老人保健法等に基づく他の医療費制度により一定の助成があることを勘案して県要綱が改正され、平成18年8月から65歳以上で新たに重度心身障害者になった人が、本補助制度の対象から除外されることとなった。

しかしながら、自立支援医療などの各医療費制度が改編される中であって、長期にわたり継続的に加療を要する人工透析患者の将来にわたる医療費負担への不安は否めず、これらの障害者にとって安心して受療できる体制を維持する必要があると考える。

地方分権が進められる中、厳しい財政状況にある市町村にとって、これを単独で実施することは、極めて困難な状況にある。

よって、下記の措置を講じられるよう要望する。

記

重度心身障害児（者）医療費補助制度において対象除外の65歳以上新規人工透析導入患者について同制度を適用すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成19年3月22日
橋本市議会

（提出先）和歌山県知事

紀北分院改築計画と地域医療の整合性に関する要望決議（抜粋）

少子・高齢化社会到来を迎え、保険・年金制度改革、医療法の改正など市民生活に密着した制度の改革が進行している。

特に医療制度の改革では、医師不足・看護師不足に加え、診療報酬の切り下げなどにより、全国的に公立病院の機能保持、存続が危ぶまれる事態が頻発している実情にある。

橋本医療圏には、医療圏人口約10万人の中に、橋本市民病院・紀北分院・高野山病院と3箇所の公的病院があり、さらには近隣に公立那賀病院があり、紀北分院以外は原則として市町自治体の住民の重い負担により建設・経営されている。

については、次の諸点につき、更なる検討をされ紀北分院改築が本地域にとって、より一層整合性あるものとされることを強く要望する。

1. 地域保健医療計画、並びに紀北分院改築基本計画において、橋本地域における公私病院の病床が過剰でないのか、十分に検証されたい。
2. 近い将来における京奈和自動車道の開通を見据え、県並びに医科大学は、紀ノ川中流域における整合性のある医療計画と公立病院の役割分担について、再検討されたい。
3. 紀北分院・橋本市民病院、公立那賀病院の診療が重複しないことが論を待たない。十分な連携と相互補完で地域完結医療を目指されたい。
4. 紀北分院は大学臨床病院としての特性は理解するが、地域にあっては、救急業務など不十分と聞く。不採算部門であっても地域医療に貢献できる診療体制を築かれたい。
5. 産科・小児科医の集約化については、両科は分離できない診療科である。強化病院を橋本市民病院とし、分院を一次診療とすべきと考える。また橋本市民病院の眼科・耳鼻科医の一人診療科に増員と、産科・小児科の強化病院化を図られたい。
6. 地域医療の充実強化のため、橋本市民病院に内科系医師の増員を早急に図っていただきたい。

以上、決議する。

平成19年3月22日
橋本市議会

（提出先）和歌山県知事、和歌山県議会議長、公立大学法人和歌山県立医科大学理事長

企業誘致対策調査特別委員会委員長報告（抜粋）

企業誘致対策調査特別委員会は、昨年6月定例会において、付託事件を「企業誘致に関する調査等について」として、設置されたものである。

本市は昨年3月合併を行い1年が経過した。合併時には、合併による効果に期待するとともに、行政運営の効率化をさらに進め、少子高齢化、環境問題、住民ニーズの高度化・多様化など社会経済情勢の変化に対応するため、新たな「橋本市行政改革大綱」「橋本市集中改革プラン」を策定し改革に取り組んできたところである。

また、社会経済情勢は、景気は緩やかに拡大を続けるとみられているが、地方においては、依然として景気低迷の域を脱していない状況にある。

そうしたことから、当局は企業誘致を特命事項として商工支援室を設置し、県とも連携を密にしながら積極的に誘致活動を展開している。

具体的な企業誘致活動として、現在までの企業訪問件数は、在阪企業を中心に100件になり、好調な企業700社をピックアップし、企業アンケートを行っている。

また、県企業立地課及び、都市銀行、地元の地方銀行等々とも連携を取り進出意欲のある企業の情報収集に努めるとともに、橋本市・和歌山県・都市再生機構で構成する「橋本隅田地区企業誘致促進協議会」は、都市再生機構が保有する用地について、年2回の定例会合以外にも、情報交換や用地促進策など協議・検討を行なうため、必要に応じ開催しているとの報告があった。

本市の企業誘致対象用地は、土地開発公社が所有している神野々企業団地、都市再生機構所有の橋本隅田土地区画整理用地、JT用地、南海電鉄所有のあやの台商業ゾーン等である。神野々企業団地については、「大和化成株式会社」と契約が成立、また、今議会中に「アトラック株式会社」とも土地売買の契約が成立したところである。また、一部は、紀北かわかみ農協資材センター用地として協議が進められている。なお、都市インフラを含め造成が完了している南海電鉄株式会社所有用地、及び、土地開発公社所有地等についても、企業誘致を図るべく、企業訪問に取り組んでいる。

本市は、交通アクセスの点においても、優れたビジネス環境にあるとは(抜群のロケーションとは)いえない状況にあり、将来的に京奈和自動車道・371号バイパスの完成により、物流コストの削減・時間短縮につながるとしても、競争力が低いことは否めない。企業が進出を決める条件の第1位は、交通インフラが整っているか、第2位が進出地において優秀な人材が確保できるか、第3位が優遇制度であることから明らかである。

しかしながら、大阪商業圏に近い「地域的優位性」・清らかで豊富な水資源など「恵まれた地域資源」や「豊かな自然環境」などを活かした誘致活動を展開するなど、様々な方策を用い、積極的な取り組みを要望する。

以上で、本委員会の調査を終了し、報告とします。

企業誘致対策調査特別委員会（定数11人）

委員長	清水 信弘			
副委員長	松浦 健次			
委員	中上 良隆	岩田 弘彦	霜竹 俊憲	
	平林 崇行	阪本 久代	上久保 修	
	清水 美澄	中西 健	金山 高弘	

議会活動日誌

(1月1日～3月31日)

本会議

- 2.26 3月定例会 開会
- 3. 5 一般質問
- 6 一般質問
- 7 一般質問
- 8 議案審議
- 22 委員長報告 閉会

委員会等

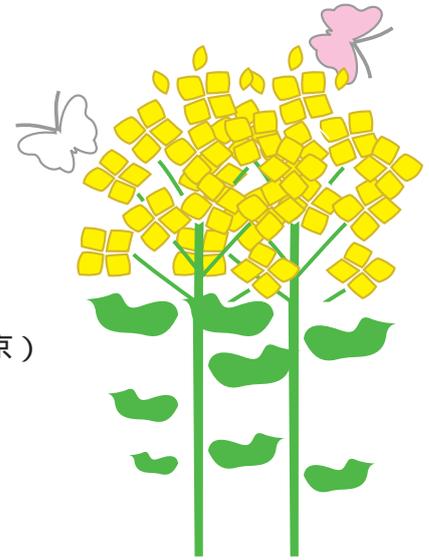
- 1.11 議会運営委員会
市議会だより
編集委員会
- 2.19 議会運営委員会
会派代表者会
- 3. 5 議会運営委員会
- 8 議会運営委員会
平成19年度予算
審査特別委員会
- 9 平成19年度予算
審査特別委員会
- 12 平成19年度予算
審査特別委員会
- 13 総務委員会
企業誘致対策
調査特別委員会
- 14 経済建設委員会
- 15 文教厚生委員会
- 22 議会運営委員会

議長会関係

- 1.26 近畿市議会議長会
第3回理事会(大阪市)
- 2. 1 全国市議会議長会
第82回評議員会(東京)
- 2. 7 和歌山県市議会
議長会総会(和歌山市)
- 14 全国高速自動車道市議会
協議会第33回定期総会(東京)
- 15 広域行政圏市議会協議
第38回総会(東京)

来市

- 2. 5 埼玉県朝霞市
議会運営に関する事項について



花と緑のリサイクル事業の取り組み：市役所本庁舎前

編

集

後

記

日に日に青葉増し、新緑が目に見える、爽やかな季節になりました。市民の皆様には、益々ご健勝のこととお慶び申し上げます。市議会だより第6号をお届けします。

本号が皆様のお手元に届くころには、4月22日に行われた、新橋本市発足初の統一地方選挙で選ばれた新議員24人による新しい議会が発足し、合併後の新橋本市の舵取りを託すこととなります。

合併後においても、財政状況は国の三位一体改革や地方分権改革の影響で、なお一層の行財政改革を進めることが求められますが、そんな中でも地域の活性化、雇用、福祉、教育など取組まなければならないことが山積しています。

これからの4年間は、新橋本市の将来を決める重要な4年間になるとお思われます。

市議会だよりも、次号からは新しい編集委員により、さらに工夫を加え、市民の皆様へ愛され、親しまれる市議会だよりとして、皆様のお手元に届けられることでしょうか。

皆様のご意見、ご感想など、ぜひ、お寄せいただけますようお願い申し上げます。

皆様のご健勝をお祈り申し上げます。

市議会だより編集委員会
委員 栄林 三郎